



第73回 定時株主総会
招集ご通知



株式会社 **アイチ** コーポレーション

証券コード：6345

目次

株主のみなさまにお伝えしたいこと

- | | | | |
|----|-------------|-----|---------------|
| P7 | 社長メッセージ | P11 | サステナビリティアクション |
| P9 | 社会貢献へのアクション | P13 | コーポレートガバナンス |
-

P2 第73回定時株主総会招集ご通知

P4 書面またはインターネットによる
議決権行使のご案内

P14 株主総会参考書類

P19 事業報告

P41 連結計算書類

P43 計算書類

P45 監査報告書

表紙について

**お客様とともに、つかみとる。
変化の先にある、より良い未来。**

アイチは、製品をご提供するだけでなく、お客様の作業環境、さらには事業全体の向上をトータルに考えたご提案を行うことで、お客様とともに発展の途を歩んでいきたいと考えています。創業時より受け継ぐ、お客様との対話をもとにした製品づくりは、アイチに宿るアイデンティティーです。

もっと安全に、さらに快適に、より効率的に――。

お客様にとって、理想の作業環境を創造してまいります。

証券コード6345
2021年6月2日

株主各位

埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10

株式会社 **アイチ** コーポレーション

取締役社長 山 岸 俊 哉

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止のため、当日のご出席を見合わせ、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使いただくことを、強くご推奨申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2021年6月17日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月18日（金曜日）午前10時

2. 場 所 埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10
当本社（末尾の会場ご案内略図をご参照ください）

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第73期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出願います。また、議事資料として本招集ご通知を、当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎書面または電磁的方法（インターネット）による議決権行使の方法については、4ページから6ページをご覧ください。

◎連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.aichi-corp.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査等委員が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類および提供書面に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.aichi-corp.co.jp>) に掲載させていただきます。

◎新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大が懸念されております。ご出席の株主の皆様におかれましては、ご自身の体調をご確認の上、マスク着用などの感染拡大防止策にご配慮いただきますようお願い申し上げます。体調がすぐれない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により事前に議決権の行使をしていただき、当日のご来場はご遠慮ください。なお、株主総会会場において、役員および運営スタッフがマスクを着用させていただくほか、感染拡大防止のための必要な措置（株主の皆様の間隔を確保するため、入場者数を制限して入場をお断りする場合があること、発熱や咳などの症状を有する株主様に対して入場をお断りすることや退場を命じること、株主総会の時間を短縮すること等）を講ずる場合がございますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◎本年は、お土産の配布および製品展示を取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける方



同封の議決権行使書用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2021年6月18日（金曜日）
午前10時

株主総会にご出席いただけない方

郵送



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を表示の上、行使期限までに到着するようにご返送ください。

議決権行使期限

2021年6月17日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネット



当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

議決権行使期限

2021年6月17日（木曜日）
午後5時30分まで



議決権行使書のご記入方法のご案内

● こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

議決権行使書 〇〇〇株式会社 御中 株主総会日 議決権の数	議案 原案に対する賛否 第1号 賛 否 第2号 賛 否 第3号 賛 否	基本日現在の所有株式数 _____ 株
-------------------------------------	----------------------------------------------	---------------------

私は上記議案の定時株主総会（継続または延長の総会を含む）の議案につき、右記（賛否を〇印で表示）のとおり議決権を行使いたします。
年 月 日

（ご注意）
当社は、議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思があるものとみなしてご記入いたします。

〇〇〇株式会社

インターネット等による議決権行使に必要な「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

第1号議案

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に〇印
- ▶ 反対の場合：「否」の欄に〇印

第2号議案

- ▶ 全員賛成の場合：「賛」の欄に〇印
- ▶ 全員反対の場合：「否」の欄に〇印
- ▶ 一部の候補者を反対される場合：「賛」の欄に〇印をご表示のうえ、反対される候補者の番号を（ ）内にご記入ください。

※当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン、パソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただくことによって実施可能です。議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、賛否をご入力ください。(毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

議決権行使期限

2021年6月17日(木曜日)
午後5時30分まで

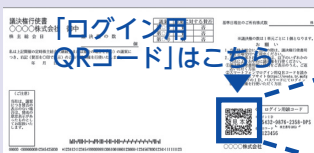
スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1. QRコードを読み取る

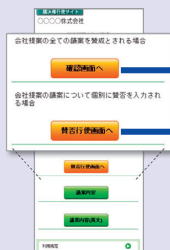


議決権行使書用紙副票(右側)

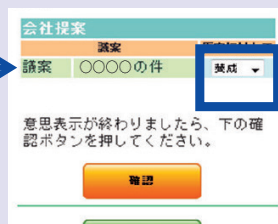
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って行使完了です。

2回目以降のログインの際は…
次ページに記載のご案内に従ってログインしてください。

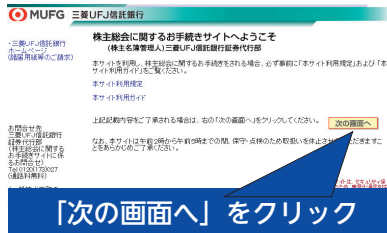
機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

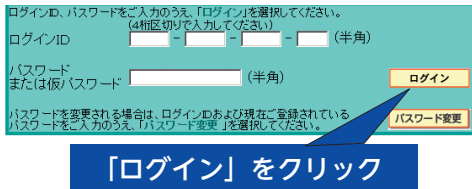


ログインID・仮パスワードを入力する方法

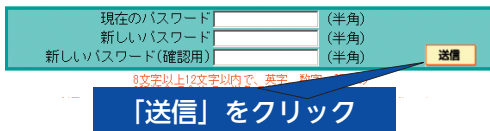
1. 議決権行使ウェブサイト
にアクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙副票
(右側)に記載された「ログインID」
および「仮パスワード」を入力



3. 「新しいパスワード」と
「新しいパスワード (確認用)」
の両方に入力



以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>




ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- 株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もございます。
- スマートフォン、パソコン等による議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等の費用は株主様のご負担となります。

【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

社長メッセージ



代表取締役社長 山岸 俊哉

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。また昨年から世界中で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症の被害に遭われた方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による一連の危機によって、サステナビリティ（持続性）に軸足を置くこと、また社員、地域、社会を重視した事業を考えることの大切さを強く認識させられました。この地球規模での禍を機に、当社が社会から求められている役割は何か、当社の果たすべき使命は何かを改めて確認する機会とし、今後の事業運営に活かしたいと考えております。

当社は1962年の創業以来、「作業環境創造企業」という考え方のもとに、車両開発を基軸として、社会インフラを支える作業の機械化や新工法開発に、お客様と共に取り組んでまいりました。加えて、近年は毎年のように大型自然災害が全国各地で発生しており、地球温暖化の影響によりその規模は大型化し、頻発化の傾向も顕著であります。

もとより日本は「災害大国」と称されることもあり、「国土強靱化計画」を始めとした防災対策の徹底が必要であることは言うまでもありませんが、それでも発生してしまった災害をいかに迅速に、作業の安全を確保しつつ復旧するかといった課題は大変重要であり、対応は待たなしの状況です。

当社は従来の企業理念の範疇に留まらず「更に広く社会に安心と安全を提供する」という使命をより強く認識し、会社使命を次の通り策定いたしました。

【アイチコーポレーション使命】

「私たちアイチコーポレーションは、作業環境創造企業として、社会インフラ整備に携わるお客様に対し、作業の安全効率化、快適作業、環境対応、災害復旧等、様々なお客様経営課題の解決に主体的に取り組み、お客様にとってなくてはならない商品・サービスを提供することにより、力強く社会に貢献します。」

また、この会社使命を具現化すべく「中期事業計画」としてまとめ、社員は勿論の事、日本全国津々浦々に拠点を持つ当社指定協力企業209社と一丸となってその実践を進め、主体的にお客様を始め、広く社会に貢献する取り組みを着実に進めてまいります。その中期事業計画の骨子は以下に示すとおりであります。その全てが事業の社会性、公益性に重きを置き、策定いたしました。

【アイチコーポレーション】中期事業計画の柱（抜粋）

お客様にとって
「なくてはならない企業」へ

- 災害発生時のお客様サポートシステムの確立
- 脱炭素社会への挑戦（EcoAichiの進化）

海外事業の新展開

- 成長市場への積極投資と事業再構築
- お客様視点追求による代理店との連携

収益構造改革の推進

- 内製機能（カスタマイズ、機能部品）強化
- リードタイム短縮と仕入先様との連携強化

中期的成長を支える
経営基盤の強化

- 「共感」「全員経営」を基本としたTQM活動推進
- 腕、知恵、心を継続的に高める人材育成

まだまだコロナ禍は明らかな収束の兆しを見せておらず、引き続き困難な経済情勢は続くものと思われませんが、アイチコーポレーションは将来をしっかりと見据え、お客様を始め広く社会から信頼される存在として着実に成長すべく、社員一丸となって努力を積み重ねてまいります。

株主の皆様方におかれましては、アイチコーポレーションの新たなチャレンジに対し力強いご支援をいただくとともに、引き続き深いご理解と温かいご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

株主のみなさまにお伝えしたいこと

社会貢献へのアクション

CAS

Connecting Aichi Support

迅速に・安全に・効率よく、更なる改善を続けること、
CASは終わりのない活動、新しい変化を創造してまいります。

事業を通じた災害復旧への取組
お客様の復旧作業を支援いたします。

Development

お客様と共に災害復旧
専用機材の開発の推進



Information

IoTを駆使した
有事のデジタル情報活用



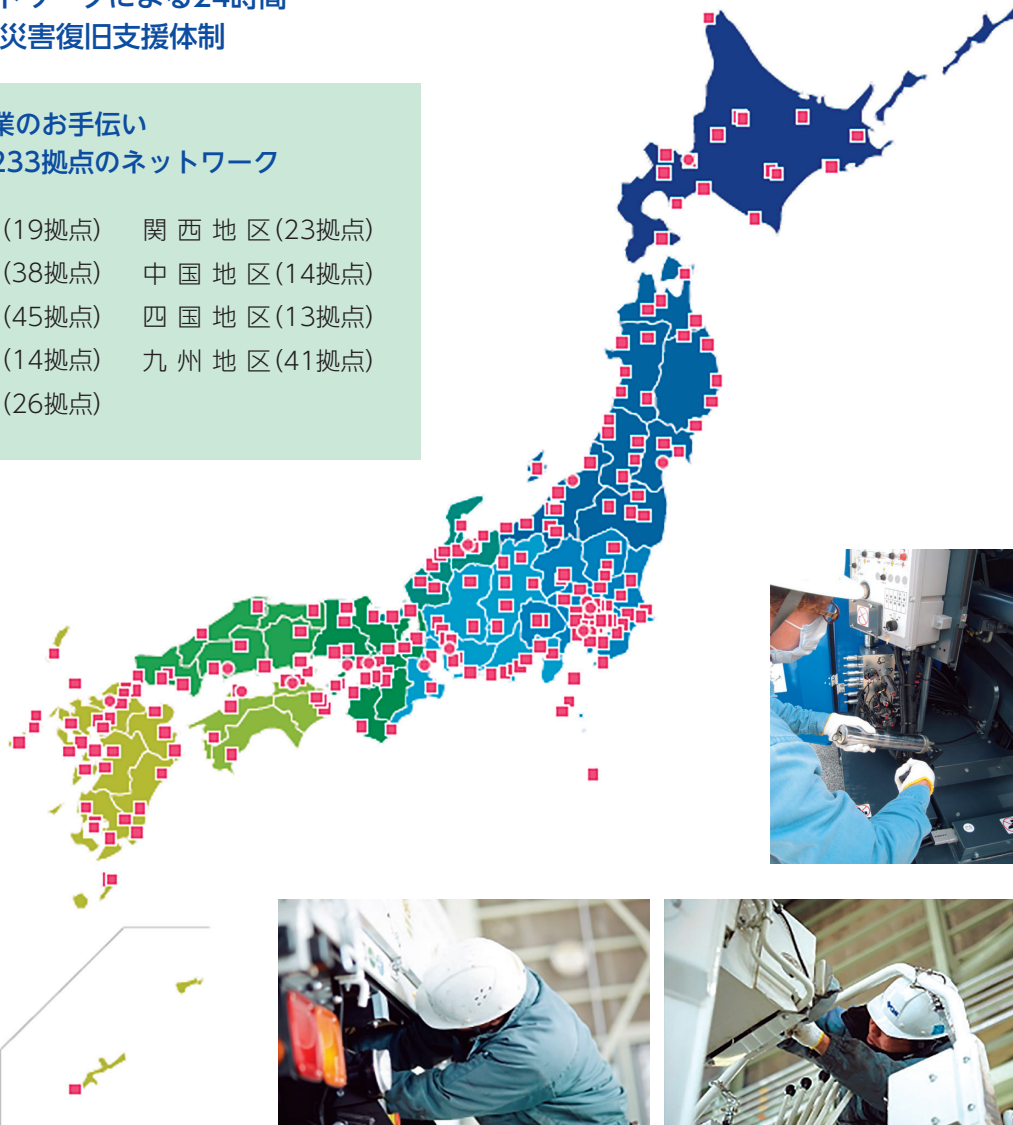
情報伝達/共有のしくみづくり
IoT端末や携帯アプリの活用

Service

全国233カ所のサービス拠点 ネットワークによる24時間 災害復旧支援体制

●24時間作業のお手伝い 全国233拠点のネットワーク

北海道地区(19拠点)	関西地区(23拠点)
東北地区(38拠点)	中国地区(14拠点)
関東地区(45拠点)	四国地区(13拠点)
北陸地区(14拠点)	九州地区(41拠点)
中部地区(26拠点)	



招集ご通知

株主のみならず
お伝えしたいこと

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主のみなさまにお伝えしたいこと

サステナビリティアクション

アイチグループ環境方針

2050年のカーボンニュートラル社会を見据え、環境への取組を加速してまいります。

【アイチグループ環境方針】

- 低炭素社会の構築
→ 事業活動・製品でCO₂排出ゼロへの挑戦
- 循環型社会の構築
→ 資源使用量のミニマム化
- 環境リスク低減と自然共生社会の構築
→ 事業活動に伴う汚染の予防
- 環境マネジメントの推進
→ 環境マネジメントの強化と意識啓発活動の推進

生産活動

区分	対象	管理項目	管理レベル (2025年度)
低炭素社会	生産CO ₂	総量	25%削減 (2013年度基準)
		再エネ導入率	15%以上



新治工場のソーラーパネル

商品の進化

区分	対象	取組方針
低炭素社会	製品	• Eco-Aichi商品の進化
循環型社会	製品	• 資源を有効に利用するため、3R ^(※) 設計への取組
リスク低減	製品	• 各国、各地域の都市大気環境改善に資する排出ガス削減 • 製品含有化学物質管理



スカイマスター
SN15C1F5

※3R：Reuse（使える物は繰り返し使う）、
Reduce（物を大切に使い、ごみを減らす）、
Recycle（ごみを資源として再利用する）

持続可能な開発目標SDGs(エス・ディー・ジーズ)とは

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。



サステナビリティアクション

EcoAichi 商品の進化

〔脱炭素社会への挑戦〕

アイチコーポレーションの考えるエコ。それは、「思いやり」です。アイチコーポレーションでは、現場作業に携わる方はもちろん、近隣にお住まいの方々から地球環境まで、我々を支えてくれる全てに対する「思いやり」を実現する商品を「エコアイチ」と名付けました。

① 地球環境への思いやり

- CO₂排出量削減
- 燃費削減
- 省資源
- 環境負荷物質削減

② 作業する方への思いやり

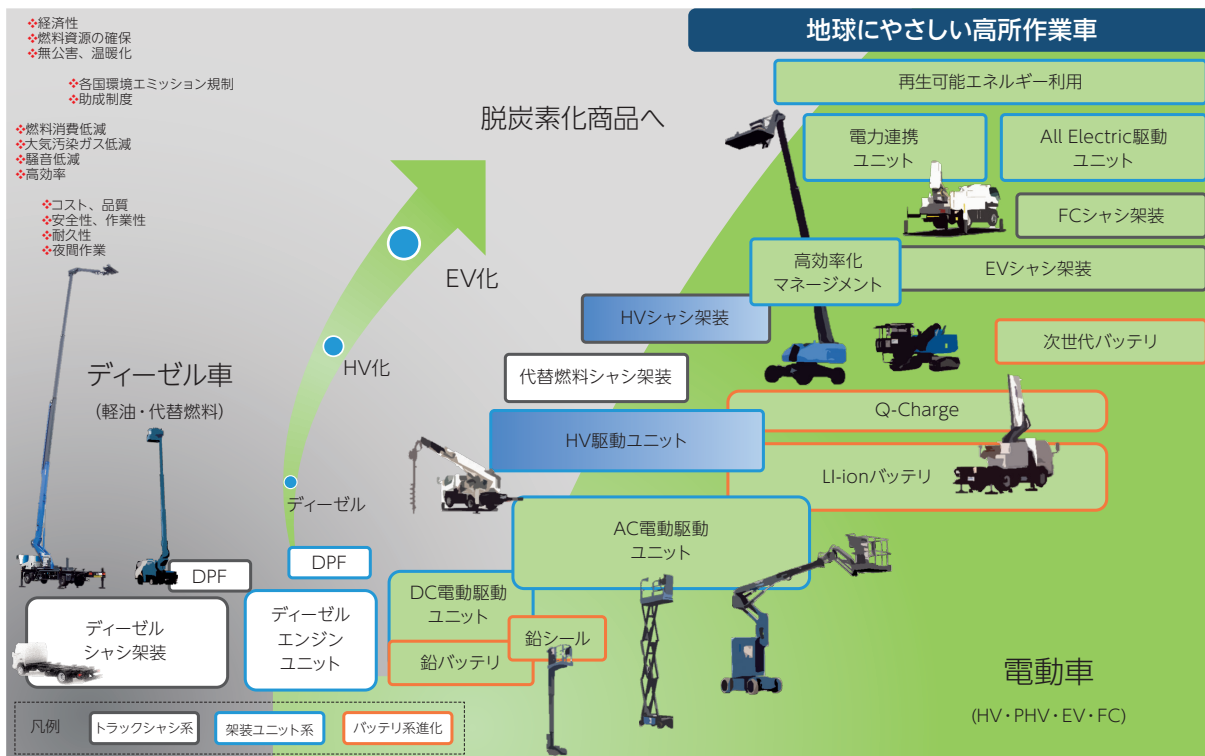
- 静かな作業環境
- メンテナンスフリー
- かんたん操作

③ 周りの方への思いやり

- 騒音を出さない
- 排気ガスを出さない



思いやりを
マークにしました



エコアイチ商品の今後の進化

コーポレートガバナンス

◆アイチコーポレーションのコーポレートガバナンス

- ・取締役会の監督機能を強化し経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。
- ・取締役会から委任された事項および経営に関する事項については執行役員、理事を含めた事業執行会議で決定し、管理しております。

1. 監査・監督機能の強化

監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により、監査・監督機能のさらなる強化に繋がります。

2. 経営の透明性と客観性の向上

独立社外取締役の比率を高めることにより、取締役会において、独立した立場から株主その他のステークホルダーの視点を踏まえた意見がより活発に提起されることを通じ、意思決定における透明性・客観性の向上を図ります。

3. 取締役会の意思決定の妥当性確保

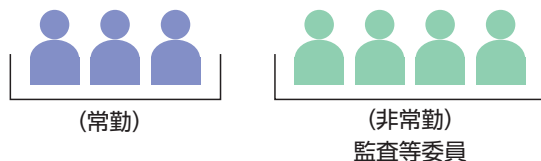
取締役会に執行役員も同席し、議長の指名の下、業務執行に関する議案説明を補佐することで、議論を深化・強化し、実践的で効率的な意思決定プロセスを実現しています。

4. 三様監査による監督機能の強化

三様監査（監査等委員会、監査部、会計監査人）が役割を発揮し、連携強化を図ることで、監督機能の強化を図ります。

〈2021年6月18日 定時株主総会后（予定）〉

取締役 7名



〈連携のとれた三様監査〉



議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様へ長期的な視点に立った配当を基本として、経営体質強化および今後の事業展開等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

1

配当財産の種類

金銭といたします。

2

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金18円といたします。
総額 1,375,129,044円

3

剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月21日といたします。

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、中間配当金14円と合わせまして、年間の配当金は1株当たり32円とさせていただきます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、指名・報酬諮問委員会において意見の交換および内容の確認を行ったうえで決定しており、監査等委員会は、本議案の各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況および業績、これまでの経歴等を評価し、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	在任年数 (本総会終結時)	取締役会への 出席状況
1 再任	やま ぎし とし や 山岸 俊哉	代表取締役社長	2年	12回／12回 (100%)
2 再任	た がみ よし お 田上 吉夫	取締役 企画・管理部門担当、技術・開発部門、 製造部門、情報システム部門統括	1年	9回／9回 (100%)
3 新任	やま もと ひで お 山本 秀男	常務役員 営業部門、関係会社担当	—	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山岸俊哉氏は、過去10年間に当社の特定関係事業者（親会社）である株式会社豊田自動織機の業務執行者であったことがあります。同氏の株式会社豊田自動織機における過去10年間の地位および担当は、次ページ「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

候補者
番号

1

やま ぎし
山岸

とし や
俊哉

(1959年9月14日生)

再任

招集ご通知

株主のみなさまに
お伝えしたいこと

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

取締役会への出席状況

12回／12回 (100%)

当社株式所有数

42,998株

在任年数 (本総会終結時)

2年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1982年4月 株式会社豊田自動織機製作所入社
(現社名 株式会社豊田自動織機)
- 2008年6月 株式会社豊田自動織機執行役員
- 2011年6月 Toyota Industries North America, Inc. 社長
Toyota Industrial Equipment Manufacturing, Inc.
社長
- 2012年6月 Toyota Material Handling North America, Inc.
会長
- 2016年6月 株式会社豊田自動織機常務役員
- 2019年6月 当社代表取締役専務取締役企画・管理部門、営業部門
統括
- 2020年6月 当社代表取締役社長 (現任)

取締役候補者とした理由

株式会社豊田自動織機およびその連結子会社において、長年にわたり経営者としての経験を有するとともに、当社の代表取締役として経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。経営全般における豊富な経験と高い識見を有するとともに、人格、識見ともに優れていることから、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

た がみ
田上

よし お
吉夫

(1960年7月10日生)

再任

取締役会への出席状況

9回／9回 (100%)

当社株式所有数

12,349株

在任年数 (本総会終結時)

1年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年4月 当社入社
- 2008年1月 当社商品開発部長
- 2009年1月 当社研究開発部長
- 2011年7月 当社執行役員
- 2015年6月 当社取締役製品企画部門、技術・開発部門管掌
- 2017年6月 当社常務役員調達部、生産技術部管掌
- 2018年6月 当社常務役員品質保証部門、調達部、生産技術部管掌
- 2019年6月 当社常務役員品質保証部門、生産管理部門、生産技術部管掌
- 2020年6月 当社取締役企画・管理部門担当、技術・開発部門、製造部門、情報システム部門統括 (現任)

取締役候補者とした理由

当社の取締役として経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。また当社において技術・開発部門における長年の業務経験による深い知識と当社経営に関する豊富な経験を有するとともに、人格、識見ともに優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

やま もと
山本

ひで お
秀男

(1958年9月19日生)

新任

招集ご通知

株主のみならず
お伝えしたいこと

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

取締役会への出席状況

—

当社株式所有数

3,895株

在任年数（本総会終結時）

—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1979年4月 当社入社
- 2012年4月 当社国内営業部担当部長
- 2014年1月 当社中四国支店支店長
- 2016年8月 当社中部支店支店長
- 2017年6月 当社執行役員
- 2018年6月 当社常務役員営業部門管掌
- 2020年6月 当社常務役員営業部門、関係会社担当（現任）

取締役候補者とした理由

当社の常務役員として経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。また当社において営業部門における長年の業務経験による深い知識と当社経営に関する豊富な経験を有するとともに、人格、識見ともに優れていることから、今回、取締役候補者といたしました。

以上

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により深刻な影響を被り、2020年通年では11年ぶりのマイナス成長となりました。

当社の主力事業である、特装車の市場におきましても、設備投資に対する慎重な姿勢が見られ、レンタル業界で大きく落ち込みました。

このような環境の中、当社グループは、お客様・関係者の皆様ならびに従業員の感染防止に留意しつつ、全社をあげて拡販努力および原価低減と業務効率化に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は前連結会計年度を9億94百万円(2%)上回る593億30百万円となりました。主な売上高の内訳を示しますと、特装車売上高は前連結会計年度を5億52百万円(1%)上回る470億11百万円、部品・修理売上高は前連結会計年度を4億80百万円(4%)上回る116億8百万円となりました。

部門別の売上高は次のとおりであります。

区 分		前連結会計年度		当連結会計年度		前年度比増減額	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	比率
特 装 車	穴掘建柱車	百万円 740	% 1.3	百万円 1,653	% 2.8	百万円 913	% 123.4
	高所作業車	43,278	74.1	42,274	71.2	△1,004	△2.3
	その他	2,439	4.2	3,083	5.2	643	26.4
	計	46,458	79.6	47,011	79.2	552	1.2
部 品 ・ 修 理		11,127	19.1	11,608	19.6	480	4.3
そ の 他		750	1.3	711	1.2	△39	△5.2
合 計		58,336	100.0	59,330	100.0	994	1.7

利益につきましては、営業利益は前連結会計年度を11億94百万円(20%)上回る70億51百万円、経常利益は前連結会計年度を14億88百万円(24%)上回る77億8百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度を9億83百万円(20%)上回る59億6百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は7億66百万円で、その内容は次のとおりであります。

区 分	内 容	金 額
機 械 及 び 装 置	新治・伊勢崎工場の機械設備およびデモ車他	百万円 422
建 物 及 び 構 築 物	新治・伊勢崎工場の建物他	110
そ の 他	新治・伊勢崎工場の型・治具等	233
合 計		766

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達につきましては、通常の運転資金のほか設備投資資金を自己資金により賄い、増資・社債等による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第70期 (2018年3月期)	第71期 (2019年3月期)	第72期 (2020年3月期)	第73期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高 (百万円)	61,474	61,838	58,336	59,330
経常利益 (百万円)	8,328	7,393	6,219	7,708
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	5,785	5,525	4,923	5,906
1株当たり当期純利益 (円)	74.53	71.18	63.42	76.84
総資産 (百万円)	80,696	84,562	82,763	90,869
純資産 (百万円)	60,950	65,254	67,944	73,321
1株当たり純資産額 (円)	785.18	840.64	875.30	959.76

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第71期の期首から適用しており、第70期に係る総資産につきましては、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第70期 (2018年3月期)	第71期 (2019年3月期)	第72期 (2020年3月期)	第73期 (当事業年度) (2021年3月期)
売上高 (百万円)	61,129	61,030	57,961	59,129
経常利益 (百万円)	7,789	7,000	5,805	7,247
当期純利益 (百万円)	5,336	5,190	4,645	5,536
1株当たり当期純利益 (円)	68.75	66.86	59.84	72.02
総資産 (百万円)	78,884	82,894	81,069	88,256
純資産 (百万円)	59,908	63,632	66,015	70,078
1株当たり純資産額 (円)	771.76	819.74	850.44	917.30

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第71期の期首から適用しており、第70期に係る総資産につきましては、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況及び親会社との取引に関する事項

当社の親会社は株式会社豊田自動織機で、同社は当社の株式40,521千株（議決権比率53.1%）を保有いたしております。

当社と親会社とは、特装車の販売および部品の販売・購入などの取引を行っております。

親会社が運用する「キャッシュマネジメントサービス」を契約しており、余剰資金の預け入れをしております。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

営業取引につきましては、第三者との通常の取引と同様の水準で価額その他の取引条件の決定を行っております。同様に、余剰資金の預け入れ金利につきましても、市場金利を勘案した合理的な利息が設定されており、経済的合理性にかなうよう留意しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社は親会社より従業員1名が当社の取締役(監査等委員)に就任しており、経営情報の交換等、親会社等との連携を取りながら、取締役会を運営しております。

なお、当社の事業活動につきましては、親会社等と事業の棲み分けがなされており、事業活動上の制約はありません。また、取引状況等の内容の適正性を第三者との取引条件と比較検討し、当社の利益を害さないようその妥当性の判断を行っております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(子会社)			
浙江愛知工程機械有限公司	15,000千米ドル	100.0%	特殊機械の製造販売
AICHI NZ LIMITED	2,300千NZドル	100.0%	当社製品の販売
AICHI AUS PTY LTD	1,700千豪ドル	100.0%	当社製品の販売
(関連会社)			
杭州愛知工程車輛有限公司	10,000千米ドル	50.0%	特殊自動車の製造販売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の再拡大や財政・金融政策の副作用など懸念材料も多く、先行き不透明な状況が続くものと思われまます。

このような中で、当社グループにおきましては、作業環境創造企業としての経営の基本方針に基づき、経済の発展と豊かな社会づくりに貢献すべく、事業活動を行っております。

中長期的な経営戦略としましては、世界市場での高所作業車メーカーとしての確固たる地位の確立をめざし、新商品の計画的な投入とグローバルな製品供給体制づくりを進めてまいります。

また、全社をあげて原価低減と業務効率化に取り組み、利益を創出してまいります。

なお、企業の信頼性確保のため、内部統制システムの整備・運用が求められております。当社グループは、より一層の内部統制機能の充実に取り組みとともにコーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めてまいります。

何卒、株主の皆様方におかれましては、なお一層のご支援とご協力を賜りますよう伏してお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループ（当社、子会社3社および関連会社1社により構成）が営んでいる主な事業内容は、電力・電気・通信工事用の穴掘建柱車・高所作業車等と建設・荷役用の高所作業車等の製造、販売、部品・修理およびスキッドステアローダー等の製造、販売ならびに高所作業車等の研修を行っております。

また、一部の高所作業車につきましては、親会社へOEM供給を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10
支 店	北日本（宮城）、関東（埼玉）、中部（愛知）、関西（大阪）、中四国（広島）、九州（福岡）
工 場	新治（群馬）、伊勢崎（群馬）

② 子会社及び関連会社

会 社 名	所 在 地
(子会社)	
浙江愛知工程機械有限公司	中華人民共和国浙江省杭州市
AICHI NZ LIMITED	Otago New Zealand
AICHI AUS PTY LTD	Queensland Australia
(関連会社)	
杭州愛知工程車輛有限公司	中華人民共和国浙江省杭州市

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減 (△)
1,094名	△17名

(注) 使用人数は、就業人員であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減(△)	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,001 名	△7 名	42.6 歳	18.5 年

(注) 1. 使用人数は、就業人員であります。
2. 使用人数は、執行役員4名および期間従業員等138名を除いております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 235,000,000株
- ② 発行済株式の総数 78,225,350株(うち自己株式1,829,292株)
- ③ 株主数 6,600名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 豊 田 自 動 織 機	40,521	53.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,807	3.7
光 通 信 株 式 会 社	2,275	3.0
N D S 株 式 会 社	2,072	2.7
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,735	2.3
い す ゞ 自 動 車 株 式 会 社	1,274	1.7
アイチコーポレーション従業員持株会	1,089	1.4
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	887	1.2
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	867	1.1
愛 協 会	849	1.1

- (注) 1. 当社は、自己株式 (1,829,292株) を所有しておりますが、上記の大株主より除いております。
2. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

2020年3月23日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議し、同決議に基づき自己株式の取得をいたしました。

取得した株式の種類および総数 普通株式 1,227,900株

取得価額の総額 999百万円

取得した期間 2020年4月1日から2020年12月23日まで

② 自己株式の消却

2021年1月28日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却に係る事項を決議し、同決議に基づき自己株式の消却をいたしました。

消却した株式の種類および総数 普通株式 1,227,900株

自己株式消却額 770百万円

消却した日 2021年2月26日

(4) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 取締役会長	三 浦 治	
代表取締役 取締役社長	山 岸 俊 哉	
取 締 役	田 上 吉 夫	企画・管理部門担当、 技術・開発部門、製造部門、情報システム部門統括
取 締 役 (監査等委員)	高 月 重 廣	
取 締 役 (監査等委員)	東 上 清	
取 締 役 (監査等委員)	川 西 拓 人	のぞみ総合法律事務所パートナー 楽天インシュアランスホールディングス株式会社社外監査役 株式会社スカラ社外監査役 株式会社F I S社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	青 沼 健 二	株式会社豊田自動織機 トヨタL & Fカンパニー総合企画部長

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 高月重廣氏、取締役 (監査等委員) 東上清氏および取締役 (監査等委員) 川西拓人氏は、社外取締役であります。
2. 2020年6月18日開催の第72回定時株主総会において、田上吉夫氏が取締役に、川西拓人氏が取締役 (監査等委員) 選任され、就任いたしました。
3. 2020年6月18日開催の第72回定時株主総会の終結の時をもって、取締役大平彰彦氏および取締役 (監査等委員) 伊藤卓志氏は任期満了により退任いたしました。
4. 当社は、監査等委員会を補助するスタッフを監査部に設置し、併せて同部が内部監査対応も担当することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員は選定しておりません。
5. 取締役 (監査等委員) 高月重廣氏、取締役 (監査等委員) 東上清氏および取締役 (監査等委員) 川西拓人氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届出しております。
6. 取締役 (監査等委員) 高月重廣氏は、公認会計士としての豊富な経験があり、財務および会計に関する高い知見を有しております。
7. 取締役 (監査等委員) 川西拓人氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、会社法務および金融関連業務にも精通しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社の取締役(監査等委員)は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

③ 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 百万円	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数 名
		基本報酬 百万円	業績連動報酬等 百万円	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	95 (-)	57 (-)	38 (-)	4 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	16 (13)	16 (13)	- (-)	5 (4)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2018年6月21日開催の第70回定時株主総会において年額240百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、3名であります。
2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2018年6月21日開催の第70回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、4名(社外取締役3名)であります。
3. 業績連動報酬等として取締役(監査等委員を除く)に対して賞与を支給しております。業績連動報酬等である賞与は本業で稼いだ利益である各期の連結営業利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社動向および中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案して決定しており、また、当該業績指数を選定した理由は、会社の業績との連動制を確保し、職責と成果を反映させた体系を構築するためであります。
なお、当連結会計年度の営業利益は、7,051百万円であります。
4. 上記の支給人員には、2020年6月18日開催の第72回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く)1名および取締役(監査等委員)1名を含んでおります。
5. 上記の支給額には、以下のものも含まれております。
- ・ 当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額1百万円(取締役(監査等委員を除く)3名分1百万円)。
 - ・ 当事業年度中における役員賞与引当金計上額38百万円(取締役(監査等委員を除く)3名分38百万円)。
6. 上記の支給額のほか、役員退職慰労金を、2020年6月18日開催の第72回定時株主総会決議に基づき、退任取締役(監査等委員を除く)1名に対して8百万円支給しております。なお、金額には、過年度の事業報告において記載した役員退職慰労引当金の繰入額7百万円が含まれております。

- ④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額またはその算定方法の決定方針に関する事項報酬の決定方針に関する事項
- イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法
 - ・ 会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映させた体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）を2021年2月24日開催の取締役会において決議いたしました。
 - ロ. 基本方針
 - ・ 当社の業務執行取締役の報酬は固定報酬の月額報酬、業績連動報酬の賞与により構成されており、会社の業績との連動性を確保し、職責と成果を反映させた体系とする。
 - ハ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
 - ・ 当社の業務執行取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。
 - ニ. 業績連動報酬等の額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
 - ・ 業績連動報酬等である賞与は本業で稼いだ利益である各期の連結営業利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社動向および中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案して決定する。
 - ホ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
 - ・ 業務執行取締役の種類別の報酬割合については、社外取締役を主要な構成員とする取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会において、意見の交換および内容の確認を行ったうえで、取締役会に上程し決議する。取締役会の委任を受けた代表取締役社長は指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

- へ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
- ・個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額および各業務執行取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を受けるものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は当該答申の内容に従って決定しなければならないこととする。
- ト. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
- ・取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

- ・当事業年度においては、2020年6月21日開催の取締役会にて代表取締役社長山岸俊哉氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各業務執行取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各業務執行取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得ております。

⑥ 会社の役員等賠償責任保険に関する事項

イ. 被保険者の範囲

- ・当社は、当社の取締役、執行役員および理事ならびにAICHI NZ LIMITED およびAICHI AUS PTY LTDを除く当社子会社におけるすべての取締役を被保険者とした、改正会社法(令和3年3月1日施行)第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

ロ. 役員等賠償保険契約の内容の概要

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、免責額を設け、一定額に至らない損害については、填補の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

- ・当社の社外取締役（監査等委員）高月重廣氏・東上清氏および川西拓人氏と当社の間で特別な利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	活 動 状 況
取締役（監査等委員） 高 月 重 廣	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。会計・財務の専門的知識と幅広い経験に基づき、経営全般にわたり公正かつ客観的かつ広範な視野から、取締役会および監査等委員会における発言を通して、助言しました。
取締役（監査等委員） 東 上 清	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。豊富な経験と高い識見に基づき、客観的かつ広範な視野から、取締役会および監査等委員会における議案の審議等に必要な発言を通して、助言しました。
取締役（監査等委員） 川 西 拓 人	2020年6月の就任後、当事業年度に開催された取締役会9回のうち9回に出席し、監査等委員会9回のうち9回に出席いたしました。弁護士の資格を持ち、会社法務および金融関連業務に関する豊富な知識と経験等を有し、客観的かつ広範な視野から、取締役会および監査等委員会における発言を通して、助言しました。

ハ. 当社親会社または当社親会社の子会社から受けた役員報酬等の額
該当事項はありません。

(5) 会計監査人の状況

- ① 名称 PwCあらた有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	45 百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人および社内関係部署から収集した情報に基づき、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の在外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等への対応に関する助言業務について対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制として、取締役会において下記のとおり基本方針を決議しております。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 行動指針として「行動規範」を制定し、これを役職員に周知し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提としている。
 - ロ. コンプライアンス担当取締役を置き、内部統制・リスク管理分科会のもと、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。
 - ハ. 監査部門（内部監査部門）および監査等委員会は、常時連携して、業務の監査結果を交換し、全社のコンプライアンス体制の実現、問題の発見に努める。
 - ニ. 取締役の職務遂行の適法性を確保するための牽制機能および経営の多様な視点からの意思決定を目的とし、取締役会に当社と利害関係を有しない社外取締役を置く。
 - ホ. 「企業倫理相談窓口制度」などにより、取締役・執行役員および使用人のコンプライアンスに関する重要事項の早期発見に努める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

当社の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役は、常時これらの文書を閲覧できる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 全社のリスクに関する統括責任者として担当取締役を置き、内部統制・リスク管理分科会を設置する。
 - ロ. 内部統制・リスク管理分科会は、業務に応じて生じるリスクを未然に防止する手続や機構を整備する。有事の際は迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
 - ハ. 内部統制・リスク管理分科会にて検討された内容は、内部統制・リスク管理分科会のフローに落とし込む仕組みとする。
 - ニ. 監査部門（内部監査部門）は、内部統制の有効性および実際の業務遂行状況につき、全部門を対象に業務監査、遵法監査を年度計画に基づき実施する。監査の結果をトップマネジメントおよび監査等委員会に報告する。

- ホ. 適切な資金管理および所定の権限に基づく業務ならびに予算の執行に努める。
- ヘ. 適切な財務報告の確保および適時適正な情報開示に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- イ. 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく部門毎の業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次・四半期業績管理を実施している。
- ロ. 取締役会にて定められた職務分掌に基づいて業務を執行し、執行役員および理事は、委任および指示された事項について取締役を効率的に補佐し、迅速な経営判断を可能にしている。

⑤ 株式会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 親会社内部監査部門の定期的監査を受け入れ、その報告を受けると共に、情報交換を行い、コンプライアンス上の課題および効率性の観点からの課題を把握する。
- ロ. 当社およびグループ各社における内部統制の体制は、内部統制・リスク管理分科会を設けると共に、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われている。
- ハ. グループ企業に監査等委員を派遣し、監査範囲を業務監査を含めて実施し、当社の監査部門（内部監査部門）がグループ企業の内部監査を実施し、コンプライアンス体制づくりを行うと共に、早期の問題発見に努める。
- ニ. 当社グループに共通の行動規範を定め、グループ会社の役職員と一体となった遵法意識の醸成を図る。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

専属スタッフを配置し、監査業務を補助し、その人事については、監査等委員会の同意の取得を必要としております。

- ⑦ 当社およびグループ会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告等に関する体制
監査等委員会の要請に基づき、社内の重要な会議には、監査等委員の出席を得る体制としている。また、必要に応じた監査等委員の職務に要する費用を負担する。
取締役(監査等委員であるものを除く。)・執行役員および使用人は次に定める事項が生じた場合は、すみやかに監査等委員会に対して報告し、報告者が報告を理由として不利に取り扱われないことを確保する。
- イ. 重要会議で決議・報告された事項。
 - ロ. 当社およびグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項。
 - ハ. 毎月の経営状況の重要な事項。
 - ニ. 内部監査およびリスク管理に関する重要な事項。
 - ホ. 重大な法令・定款違反。
 - ヘ. その他コンプライアンス上重要な事項。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会に対して、業務執行取締役・執行役員および重要な使用人からヒアリングを実施する機会および代表取締役、会計監査人等とそれぞれ定期的に意見交換する機会を保証する。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
当社および当社グループ各社では、取締役・執行役員および使用人の行動指針として「行動規範」を定めており、その一つとして反社会的勢力への対応を掲げている。基本的な考え方は、反社会的勢力には毅然とした態度でのぞみ、これらを寄せつけない、こととしている。
具体的には、対応責任部署を明確にし、必要とあれば警察など関係行政機関に相談して適切な措置を講じている。

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会の監督機能を強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化などコーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

当社および当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況として、当事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）のうち、その基本方針に基づき以下の通り取り組みを行っております。

- ①2020年4月1日以降の主な会議の開催状況として、取締役会は12回開催、監査等委員会を12回開催し、また、内部統制委員会を1回、リスク管理委員会を1回、内部統制・リスク管理分科会を4回開催いたしました。
- ②監査等委員会が定めた監査方針および監査計画等に基づき、各監査等委員は監査部門（内部監査部門）を通じて各部門の内部監査に係る監査結果のヒアリング等を行うとともに、当社代表取締役および他の取締役、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③監査部門（内部監査部門）は、年度計画に基づき、当社の全部門を対象とした業務監査、遵法監査および当社グループ各社の内部監査を実施しました。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当政策は、株主重視の観点から安定的に配当を行うことを基本とし、2020年度から2022年度の3カ年は、連結業績を基準に配当性向50%を目安に株主の皆様への還元を行ってまいります。加えて、中長期的な視点に基づく最適な資本配分を行うべく、手元資金や株価水準等を総合的に勘案し、3カ年で2,000百万円を上限とした自己株式の取得も機動的に実施してまいります。

当事業年度の配当につきましては、昨年11月に中間配当金を1株につき14円とさせていただきましたが、期末配当金につきましては、1株につき18円とし、年間としては前事業年度より8円増配し1株につき32円とさせていただく予定であります。

また、2020年3月23日開催の取締役会において自己株式の取得を決議し、同年4月1日から12月23日の期間に「東京証券取引所における市場買付」により、1,227,900株を取得価額総額999百万円で取得いたしました。

内部留保金につきましては、新商品の開発、生産性・品質の向上、営業力の強化、新市場の開拓等に活用し、今後の収益構造の改善および財務基盤の一層の強化・拡充を図ってまいります。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	60,977,622	流動負債	15,487,971
現金及び預金	1,224,322	支払手形及び買掛金	10,089,276
預 け 金	36,536,175	未 払 法 人 税 等	1,727,200
受取手形及び売掛金	19,464,344	役員賞与引当金	38,000
製 品	808,516	製品保証引当金	294,302
仕 掛 品	1,287,837	そ の 他	3,339,192
原材料及び貯蔵品	1,191,555	固定負債	2,059,922
そ の 他	465,096	土地再評価に係る繰延税金負債	616,302
貸倒引当金	△225	退職給付に係る負債	450,694
固定資産	29,891,939	繰 延 税 金 負 債	578,155
有形固定資産	19,012,035	そ の 他	414,769
建物及び構築物	7,421,847	負債合計	17,547,893
機械装置及び運搬具	2,407,495	(純資産の部)	
工具器具及び備品	226,410	株主資本	69,587,182
土 地	8,524,457	資 本 金	10,425,325
建設仮勘定	32,714	資 本 剰 余 金	9,923,342
そ の 他	399,109	利 益 剰 余 金	50,386,498
無形固定資産	692,607	自 己 株 式	△1,147,983
投資その他の資産	10,187,296	その他の包括利益累計額	3,734,486
投資有価証券	7,954,715	その他有価証券評価差額金	4,498,080
そ の 他	2,239,294	土 地 再 評 価 差 額 金	△1,624,044
貸倒引当金	△6,713	為 替 換 算 調 整 勘 定	86,580
資産合計	90,869,562	退職給付に係る調整累計額	773,869
		純資産合計	73,321,669
		負債・純資産合計	90,869,562

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		59,330,782
売 上 原 価		46,584,582
売 上 総 利 益		12,746,199
販売費及び一般管理費		5,694,944
営 業 利 益		7,051,255
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	155,452	
為 替 差 益	23,564	
そ の 他	485,794	664,811
営 業 外 費 用		
そ の 他	7,436	7,436
経 常 利 益		7,708,630
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,959	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,694	
受 取 保 険 金	767,844	773,499
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,096	
固 定 資 産 除 却 損	12,716	
減 損 損 失	381	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	149	14,343
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		8,467,785
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,553,072	
法 人 税 等 調 整 額	7,919	2,560,992
当 期 純 利 益		5,906,793
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		5,906,793

招 集 ご 通 知

株 主 の み な さ ま に
お 伝 え し た い こ と

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	59,914,879	流動負債	15,503,179
現金及び預金	288,990	支払手形	1,512,947
預け金	36,536,175	電子記録債権	3,907,688
受取手形	2,047,007	買掛金	4,779,966
電子記録債権	1,514,294	未払金	711,317
売掛金	16,069,515	未払法人税等	1,727,200
製品	741,684	未払消費税等	685,779
仕掛品	1,193,906	未払費用	1,357,967
原材料及び貯蔵品	942,810	預り金	209,185
短期貸付金	263,600	前受収益	271
その他金	438,803	役員賞与引当金	38,000
貸倒引当金	△121,907	製品保証引当金	294,302
固定資産	28,341,986	設備関係支払手形	131,474
有形固定資産	18,409,665	設備関係電子記録債権	47,603
建物	6,392,118	その他	99,476
構築物	714,169	固定負債	2,675,454
機械及び装置	2,152,726	土地再評価に係る繰延税金負債	616,302
車両及び運搬具	4,523	退職給付引当金	1,564,186
工具器具及び備品	191,042	繰延税金負債	80,195
土地	8,524,457	その他	414,769
建設仮勘定	31,519	負債合計	18,178,633
その他	399,109	(純資産の部)	
無形固定資産	360,933	株主資本	67,204,195
水道施設利用権	940	資本金	10,425,325
ソフトウェア	336,203	資本剰余金	9,941,842
その他	23,790	資本準備金	9,941,842
投資その他の資産	9,571,387	利益剰余金	47,985,012
投資有価証券	7,954,715	その他利益剰余金	47,985,012
出資	1,010	繰越利益剰余金	47,985,012
関係会社出資金	1,420,530	自己株式	△1,147,983
長期前払費用	123,283	評価・換算差額等	2,874,036
差入保証金	57,384	その他有価証券評価差額金	4,498,080
その他	21,177	土地再評価差額金	△1,624,044
貸倒引当金	△6,713	純資産合計	70,078,232
資産合計	88,256,866	負債・純資産合計	88,256,866

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		59,129,795
売 上 原 価		46,686,544
売 上 総 利 益		12,443,250
販売費及び一般管理費		5,484,277
営 業 利 益		6,958,972
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	202,923	
為 替 差 益	52,646	
そ の 他	35,304	290,873
営 業 外 費 用		
そ の 他	2,091	2,091
経 常 利 益		7,247,755
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,959	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,694	
受 取 保 険 金	767,844	773,499
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,096	
固 定 資 産 除 却 損	12,619	
減 損 損 失	381	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	149	14,247
税 引 前 当 期 純 利 益		8,007,007
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,538,004	
法 人 税 等 調 整 額	△67,307	2,470,697
当 期 純 利 益		5,536,310

招 集 ご 通 知

株 主 の み な さ ま に
お 伝 え し た い こ と

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社アイチコーポレーション
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川 原 光 爵 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 関 根 和 昭 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイチコーポレーションの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイチコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社アイチコーポレーション
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川原光爵 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関根和昭 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイチコーポレーションの2020年4月1日から2021年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の監査部門（内部監査部門）と連携の上、重要な会議に出席し、取締役からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号口の判断およびその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人PWCあらた有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PWCあらた有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

株式会社アイチコーポレーション 監査等委員会

監査等委員 高月 重 廣 ㊟

監査等委員 東 上 清 ㊟

監査等委員 川 西 拓 人 ㊟

監査等委員 青 沼 健 二 ㊟

(注) 監査等委員高月重廣、東上清および川西拓人は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

日時▶ 2021年6月18日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

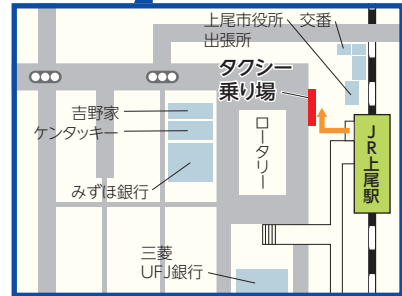
会場▶ 埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10 当本社（本社棟）



当本社（本社棟）



- 本年は、送迎バスの運行はございません。
- タクシーをご利用される方は、上尾駅（JR高崎線）西口の「タクシー乗り場」（右記地図参照）よりご乗車いただき、「アイチコーポレーション本社棟」とお伝えください。
※なお、タクシーでは、上尾駅より株主総会会場までの所要時間は約20分です。
- 本年は、お土産の配布および製品展示を取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



株式会社 **アイチ** コーポレーション

〒362-8550 埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10
TEL:048-781-1111（代）
<https://www.aichi-corp.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。